

★1.フルミストワクチンの効果と副反応

フルミストはインフルエンザウイルスを弱毒化した生ワクチンです。接種後にワクチンウイルスに対する免疫が出来て、実際のインフルエンザウイルスの感染を予防します。

接種に伴う副反応として発熱、感冒症状、ショックやアナフィラキシーなどの強いアレルギー反応、脳神経障害、脳炎、痙攣、ギランバレー症候群、血管炎などが報告されています。

★2.インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをして、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込んで感染します。

通常は、初冬から春先に流行が見られますが、ときには春期・夏期にもみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛・のどの痛み・咳・鼻水などです。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのがインフルエンザの特徴です。

インフルエンザは、短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人をまきこんで感染していくことがあります。

★3.インフルエンザの予防

予防接種は世界的に認められている最も有効な予防法です。

感染予防のために人混みは避けましょう。普段から十分な栄養や休息をとることも大事です。空気の乾燥も関連していますので、室内では加湿器などを使って加湿しましょう。外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いもおすすめします。

★4.予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、この案内などをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に、かかりつけ医や看護師に質問しましょう。十分に理解をしてから、接種を受けてください。予診票は、接種をする医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者の方などが責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方。一般的に、体温が 37.5℃を超える場合を指します。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分で、アナフィラキシー症状を起こしたことが明らかな方。

「アナフィラキシー」というのは、通常接種後、約 30 分以内に起こる強いアレルギー反応のことです。発汗・顔が急に腫れる・全身にじんましんが出る・吐き気・嘔吐・声が出にくい・息が苦しいなどの症状が続く、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方。

- ⑤ 経口剤や注射剤の副腎皮質ホルモン製剤や免疫抑制剤を長期または大量に使用されている方、もしくは使用されていた方。
- ⑥ 妊娠していることが明らかな方。
- ⑦ 2歳未満、19歳以上の方。
- ⑧ その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① ゼラチンアレルギーのある方。
- ② 心臓病・腎臓病・肝臓病や血液・その他慢性の病気で治療を受けている方。
- ③ 過去に予防接種2日以内に発熱や全身性のアレルギーを疑う症状のあった方。
- ④ 今までにけいれんを起こしたことがある方。
- ⑤ 中耳炎・肺炎などによくかかり、過去に免疫の異常を指摘されたことがある方。
- ⑥ 気管支喘息等の呼吸器系疾患がある方。
- ⑦ インフルエンザ予防接種の成分または鶏卵・鶏肉・その他の鶏由来のものに対してアレルギーがあるといわれたことがある方。
- ⑧ 発育が遅く、医師の指導を受けている方。
- ⑨ サリチリン酸系医薬品（アスピリンなど）、非ステロイド性抗炎症薬を服用している方。
- ⑩ 抗インフルエンザ薬を使用して間もない方。

★5.予防接種を受けた後で

(1) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起きることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② ワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をして良いですが、激しい運動や多量の飲酒は避けましょう。

(2) もし体調が悪くなったら・・・

予防接種の後、まれに副反応が起きることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

接種した部位が痛みや熱を持ってひどく腫れる・全身のじんましん・繰り返す嘔吐・顔色の悪さ・低血圧・高熱などが現れたら、医師の診察を受けて下さい。

(3) 予防接種健康被害救済制度について

任意の予防接種が原因で、医療機関での長期の治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。